

年 月 日

委 任 状

豊見城市長 殿

委任者（納税義務者）

| | |
|---------|---------------|
| 住 所 | _____ |
| 氏 名 | _____ 印 |
| 生 年 月 日 | _____ 年 月 日 生 |
| 電 話 番 号 | _____ |

代理人（受任者）

| | |
|---------|---------------|
| 住 所 | _____ |
| 氏 名 | _____ 印 |
| 生 年 月 日 | _____ 年 月 日 生 |
| 電 話 番 号 | _____ |
| 委任者との関係 | _____ |

私（委任者）は、上記の者を代理人（受任者）と定め、下記のとおり委任します。

記

1 委任事項

納税相談、納付誓約など市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）に関する一切の権限を委任します。また、委任期間中に新たに賦課される市税についても同様とします。

2 委任期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

【注意事項】

- 1 住所は住民票に記載されている住所を記入してください。
- 2 委任者との関係は具体的に記入してください。
- 3 委任状には委任者の身分証明書（運転免許証等）の写しを添付してください。
- 4 受付の際に代理人の身分証明書の提示を求めます。
- 5 委任があった場合でも督促状等は委任者へ送付します。
- 6 納税相談とは、正当な理由のために市税を納期限内に納付することが困難な場合に、納付誓約（分納手続）等について説明し、納付計画を相談することをいいます。
- 7 納付誓約をした場合でも、その履行状況にかかわらず財産調査の対象となります。
- 8 委任状の偽造、または偽造した委任状を行使したときは、刑法第159条及び同法第161条により罰せられます。